

令和3年皆野町農業委員会第10回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年10月22日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：3人・欠席者：2人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	欠席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	欠席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	欠席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

4件

8. 事務局 新井敏文、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。開始前に手間取ってしまい申し訳ございませんでした。

気候の話もありましたが、遂この間まで暑いと言っていたのが、寒くなってしまう秋を通らずに夏から冬になってしまうような感じがしています。このまま寒くなってしまう訳ではないと思いますが、体調には十分に気をつけていただいてそれぞれのご活躍をお願いしたいと思います。

コロナにつきましても大分落ち着いているようです。このまますんなり行ってくればいいのですが、難しいところもあるようです。早く通常の生活が取り戻せるようになればいいなと思っております。

今日は10回目の定例総会という事でお集まりいただきました。いくつか議題がありますが慎重に審議いただいてスムーズに進行出来ますようにご協力をお願い致します。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、13番、新井義虎委員、金沢区域担当、田中輝雄委員、日野沢区域担当の高橋清勝委員の3名でございます。

次に議事録署名人に、

12番、高橋健一委員

14番、大濱英一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

12番、高橋健一委員

14番、大濱英一委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について4件を議

題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

ただ今説明があったとおりですが、台風によって崩落してしまい、その時に住んでいる家も埋まってしまうような状況もあったところ
です。別荘地ではあるのですが、永住している人が殆どだと思います。
中学生もおりまして学校に通うのも道路が通れなくなって大変な思
いをしたこともあったんですが、今話のありましたように町で道路を
作って、その道路を住んでいる人達で取得して管理していくそうで
す。何か今の説明や話で質問またはご意見ありましたら質疑としてだ
していただけますか。

1番
横田委員

譲受人の〇〇は全て別荘の永住している人とのことですが、それ以
外の人はいないのですか。

事務局

〇〇は別荘に住んでいたたり、別荘を持っている人で今回の趣旨にご
賛同いただいている人と聞いています。

1番
横田委員

私道になるわけですね。共有ですけど、そうすると他の人が通っ
た時に通らせてくださいというようになるんですか。

事務局

私道になります。基本的に通る方は今回の申請に名前が挙がってい
て、一部を持たれる方になるはずで
す。

一人で持つことも出来ると思うのですが、そうすると管理面もある
ので共有と〇〇〇〇さんからは話を聞いておりますし、その様に手続
きをして貰っています。ですので、〇〇の方が上に住んでいたたり、土
地を持っていて使う方との認識でおります。

1番
横田委員

配置図ですが、今申請があったのは二筆で、自宅が〇〇〇ですよね。
そこに行くまでに〇〇〇かな。その辺はどうなりますか。

事務局

そちらは地目が農地ではないですね。そこ自体は〇〇〇〇さんが別
荘地の一部として持っていたところになります。そこを提供して作っ
ています。

1 番
横田委員
事務局

そこは〇〇〇〇さんだけのものになるんですか。

そこは共有になると思います。そうでないと通るために〇〇〇〇さんの許可をとらなければならなくなりますので。

1 番
横田委員
事務局

そうですね。あと自宅周辺を丸く囲ってあるのはなんですか。

これは元々あった別荘の私道になります。

1 番
横田委員
事務局

こちらはどこかに接道していないのですか。

ここは残っているんですが、県道から上がっていくところが途中崩れてしまったんです。

ですので、別荘地に行けないので急遽こちら側から進入路を作ったという形です。

1 番
横田委員
事務局

新たな進入路ということですか。

そうです。こちらを復旧するには大分崩れておりますので、相当な工事をしないと復旧出来ないということで、そちらの復旧は直ぐにはできない状況にあります。

1 番
横田委員

こちらの進入路を使えばこの方達は道路として使えるということですね。わかりました、ありがとうございます。

浅見会長

他に何かございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑を以上とさせていただいて、これより採決いたします。
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

	<p>番号2について審議します。 事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。
国神区域担当 土屋委員	<p>説明いたします。19日に小池委員、事務局と現地を見て参りました。</p> <p>案内図をご覧ください。〇〇〇の真下に〇〇〇という町の施設があります。そこを〇〇方面に500mくらい行った右側に〇〇〇という〇〇〇さんがあります。そのところを左の方に入って行きまして、50mくらい入ったところになります。</p> <p>現況写真を見ていただきますと、このような状態になっております。以前はりんご畑となっていたところを整地しましてポール等が建っていますが、こちらを太陽光発電施設にしたいとのことであります。</p> <p>周りに住宅が3件ありますが、周りの了解は取ってあるとの事ですので問題ないかと思えます。審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	農業委員として、地区担当の5番、小池幹夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
5番 小池委員	土屋委員の説明のとおりで特に補足する事はありませんのでよろしくようお願いいたします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに</p>

決定いたしました。
番号3について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に
対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

14日に門平委員、事務局の3人で現地確認に行つて参りましたの
で説明いたします。

案内図をご覧下さい。〇〇の〇〇〇の交差点から〇〇方面に向かっ
て600mくらい行つた右側が申請地になります。

現況写真をご覧下さい。申請地の手前は果樹畑になっておりますが、
草刈り管理のみで収穫している様子はありませんでした。申請地の一
段上に田んぼがありますが、休耕中で問題ないと思います。南側には
雑木が生え始めた状態になっております。周辺の農地に影響はないと
思います。よろしくお願ひいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の11番、門平喜良委員も農地の状況確
認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

11番
門平委員

田島推進委員の説明のとおりでございます。私から付け加えること
はありません。よろしくご審議の程お願ひいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は
挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よつて、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに
決定いたしました。

番号4について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

同じ土地の申請ですが、土地の所有者等が変更になり3回目の申請になりますが、これより本件に対する質疑を行います。質疑がありましたらよろしくお願ひいたします。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。